

# 特別養護老人ホーム青空 指定介護老人福祉施設運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営の方針

### (施設の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人足利むつみ会が設置する特別養護老人ホーム青空（以下「施設」という。）において実施する指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム青空
- (2) 所在地 栃木県足利市島田町801

## 第2章 職員及び職務の内容

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名

職員管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、老人福祉法に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 事務長 1名  
施設長を補佐し、事務管理を統括する。
- (3) 医師 1名（非常勤）  
入居者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (4) 生活相談員 1名以上  
入居者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (5) 看護職員 3名以上  
医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 介護職員 20名以上  
入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (7) 栄養士 1名以上  
入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。
- (8) 機能訓練指導員 1名以上  
入居者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。
- (9) 介護支援専門員 1名以上  
施設サービス計画の原案を作成・変更とともに、入居者の介護支援に関する業務に従事する。
- (10) 事務員 2名以上  
施設の庶務及び会計事務に従事する。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の職員を置くことができる。

### 第3章 入居定員等

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は60名とし、ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする

- (1) ユニットの数は6ユニットとする。
- (2) ユニットごとの入居定員は10名とする。

2 施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

### 第4章 入居者に対する施設サービスの内容及び費用の額

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した重要事項説明書等の文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者又はその家族の同意を得た上、別に定める契約書により入居契約を締結するものとする。

(受給資格等の確認)

第7条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めるものとする。

(要介護認定に係る援助)

第8条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入所)

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。

4 施設は、利用申込者の入居に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴や病歴等の把握に努める。

5 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員その他の施設職員で構成する入所検討委員会において入居の必要性が高いと認められた利用申込者を優先的に入居させることとする。

(退所)

第10条 施設は、その心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及び家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

2 施設は、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。

3 施設は、利用者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介

護支援事業者等に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退所・サービス提供の記録)

第11条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

2 施設は、施設サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録する。

(利用料等)

第12条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第21号）」によるものとする。

2 施設は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。

(1) 食費 1日1,445円（朝食370円、昼食610円、夕食465円）

(2) 居住費 1日2,066円

(3) 特別な食事の提供に要する費用 実費

(4) 理美容代金 実費

(5) 医療費等代行管理費 月1500円

(6) 入居者の希望により提供された歯ブラシ、化粧品等の日用品 実費

3 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入居者又はその家族に対して、利用料及びその他の個別の費用ごとの区分に応じた利用料について記載した領収書を交付するものとする。

5 施設は、第2項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。なお、やむを得ない事情等により、当該内容及び費用に変更がある場合にも、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

(施設サービスの取扱方針)

第13条 施設は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自

律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 サービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 サービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。
- 5 職員は、サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 施設は、サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- 8 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（施設サービス計画の作成）

第14条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスも含めて施設サービス計画上に位置付けるように努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者のアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付するものとする。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者に対する継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、入居者の事情により入居者と面接することができない場合その他特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - (1) 定期的に入居者に面接すること。
  - (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
  - (1) 入居者が法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合
  - (2) 入居者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

#### (介護)

- 第 15 条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
  - 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に対し、その意向に応じて適切な回数の入浴の機会を提供する。入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合には清しきをもって入浴の機会の提供に代えるものとする。一律の入浴日はこれを定めない。
  - 4 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
  - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、入居者の排せつ状況を踏まえておむつを適切に取り替える。
  - 6 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

(食事)

第16条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

3 施設は、適温に配慮し、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。食事時間は次のとおりとする。

(1) 朝食 午前 7時30分から

(2) 昼食 午前12時00分から

(3) 夕食 午後 6時00分から

4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第17条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第18条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、入居者本人又はその家族において行うことが困難である場合は、本人の同意を得て代わって行う。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流の機会等を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第19条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第20条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。

ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

3 施設は、入院及び治療を必要とする入居者のために、協力病院及び協力歯科医院を定める。

(1) 協力病院

ア 長崎病院（診療科目 内科、整形外科、外科、泌尿器科）

住所 栃木県足利市伊勢町1丁目4番地7

電話 0284-41-2230

イ イムス太田中央総合病院（診療科目 内科、外科、整形外科、脳神経内科・外科等）

住所 群馬県太田市東今泉町875-1

電話 0276-37-2378

ウ 本庄記念病院（診療科目 内科、外科、皮膚科、整形外科等）

住所 栃木県足利市堀込町2859

電話 0284-73-1199

(2) 協力歯科医院

ア 屋代歯科医院

住所 栃木県足利市通2-2630

電話 0284-21-2630

イ おおわ歯科クリニック

住所 栃木県足利市利保町1-14-9

電話 0284-82-8016

(入居者の入院期間中の取扱い)

第21条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に入居することができるように努める。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第22条 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、職員の間で協議すること。

(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うこと。

(4) 入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援

事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を図ること。

## 第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(留意事項の説明及び同意)

第23条 施設は、入居申込者が入居して施設のサービスを受ける際には、あらかじめ、入居者側が留意すべき事項を重要事項説明書により説明し、文書により同意を得る。

(入居者の心得)

第24条 入居者は、自らの有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿った自律的な生活を営むことができるよう、他の入居者のそれにも十分配慮しながら、社会的規範を守り、健全な共同生活の運営に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第25条 入居者は、外出又は外泊するときは、あらかじめ、所定の様式により施設長に届け出るものとする。ただし、職員が随行する場合はこの限りでない。

(健康の保持)

第26条 入居者は、健康に留意するものとし、施設が行う健康診査は特別の理由がない限り受診する。

(衛生の保持)

第27条 入居者は、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止行為)

第28条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔等により他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第29条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの入居に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 第6章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第30条 施設は、施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。

また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、前項の緊急時等の状況及びその際に採った処置を記録する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 施設は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画として、防災計画を別に定める。

2 施設は、非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

3 施設は、前項に規定する避難、救出、その他の訓練の実施に当たっては、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めるとともに、消防関係者の参加を求め、具体的な指示を仰ぐなど、実効性のある訓練とする。

## 第8章 その他運営に関する事項

### (勤務体制の確保等)

第33条 施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に努める。

### (虐待の防止のための措置)

第34条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、職員又は養護者（入居者の家族等の高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、これを市町村に通報するものとする。

### (身体拘束等の適正化)

第35条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯等を記載した説明書及び経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体拘束等を行うものとする。

- 2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

### (事業継続計画の策定等)

第36条 施設は、非常災害や新型コロナウイルス感染症の発生時において、非常時の体制で早期の事業再開を図り、入居者等の利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための事業継続計画（災害対策編）及び事業継続計画（新型コロナウイルス感染症対策編）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期

的に実施するものとする。

- 3 施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 37 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うこととする。

- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号掲げるに措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね 3 月に 1 回以上開催するとともに、職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(重要事項の掲示)

第 38 条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、事故発生時の対応、苦情処理その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 39 条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 40 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第 41 条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に対し、迅速か

つ適正に対応するために、苦情受付窓口を設置するとともに、苦情処理の体制として苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を配置し、苦情相談、事実関係の調査、改善措置等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、内容等を記録する。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めるものとする。
- 4 施設は、提供した施設サービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めるものとする。

#### (地域との連携等)

第42条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を  
行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 施設は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、  
市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよ  
う努めるものとする。

#### (経理の原則)

第43条 施設の運営に伴う収入及び支出は予算に計上し、会計経理に当たっては、収支状況を明  
確にする。

#### (職員の研修)

第44条 施設は、入居者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さな  
職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員の資質向上を図るため、次の各号により研修の機会を設けるものとする。
  - (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
  - (2) 継続研修 年2回

#### (会議)

第45条 施設の円滑な運営を図るため、次の委員会及び会議を設置する。

- (1) 入所検討委員会
- (2) 安全衛生委員会
- (3) 虐待・身体拘束適正化委員会
- (4) 事故防止検討委員会

- (5) 感染症対策委員会
- (6) 褥瘡予防対策委員会
- (7) 行事委員会
- (8) BCP 委員会
- (9) マナー委員会
- (10) 部門責任者会議
- (11) リーダー会議
- (12) ユニット会議
- (13) 医務会議
- (14) 給食会議
- (15) 5S 担当者会議

2 委員会及び会議の運営に必要な事項は、別に定める。

(記録の整備)

第 46 条 施設は、職員、施設及び会計に関する次の各号に掲げる記録を整備する。

(1) 運営に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ 定款及び施設運営に必要な諸規程
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

(2) 入居者に関する記録（次項に定めるものを除く。）

- ア 入居者名簿
- イ 入居者台帳（入居者の生活歴、病歴、入居前の居宅サービスの利用状況、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの）
- ウ 献立その他食事に関する記録
- エ 入居者の健康管理に関する記録

(3) 会計経理に関する記録

別に定める経理規程に定められた記録

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第 11 条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第 35 条に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第 29 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第 30 条に規定する緊急時等の状況及びその際に採った処置の記録
- (6) 第 31 条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (7) 第 41 条に規定する苦情の内容等の記録

(法令との関係)

第 47 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令及び介護保険法に定めるところによる。

(改廃)

第 48 条 この規程の改廃は、理事会において定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム青空運営規程（平成 19 年 7 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 2 日から施行し、令和 6 年 5 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 12 条第 2 項 2 号に規定する居住費は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。